

札幌圏都市計画
特別用途地区の変更(案)
(市決定)

東月寒向ヶ丘第二地区

令和6年 11 月
札幌市まちづくり政策局都市計画部

札幌圏都市計画特別用途地区の変更（札幌市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

（札幌市）

種 類	面 積 (h a)	備 考
特別工業地区（第一種）	約 8 1	
特別工業地区（第二種）	約 4 1 2	
小売店舗地区（第一種）	約 3 1	
小売店舗地区（第二種）	約 9 9	
小売店舗地区（第三種）	約 1, 0 0 6	
小売店舗地区（第四種）	約 1 3 5	
特別業務地区（第一種）	約 5. 5	
特別業務地区（第二種）	約 2 8	
特別業務地区（第三種）	約 8 1	
戸建住環境保全地区	約 6, 8 2 8	
職住共存地区（第一種）	約 8 5	
職住共存地区（第二種）	約 8 4 2	
大規模集客施設制限地区	約 4 9 0	
スポーツ・レクリエーション地区	約 5 0	
合計	約 1 0, 1 7 4	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

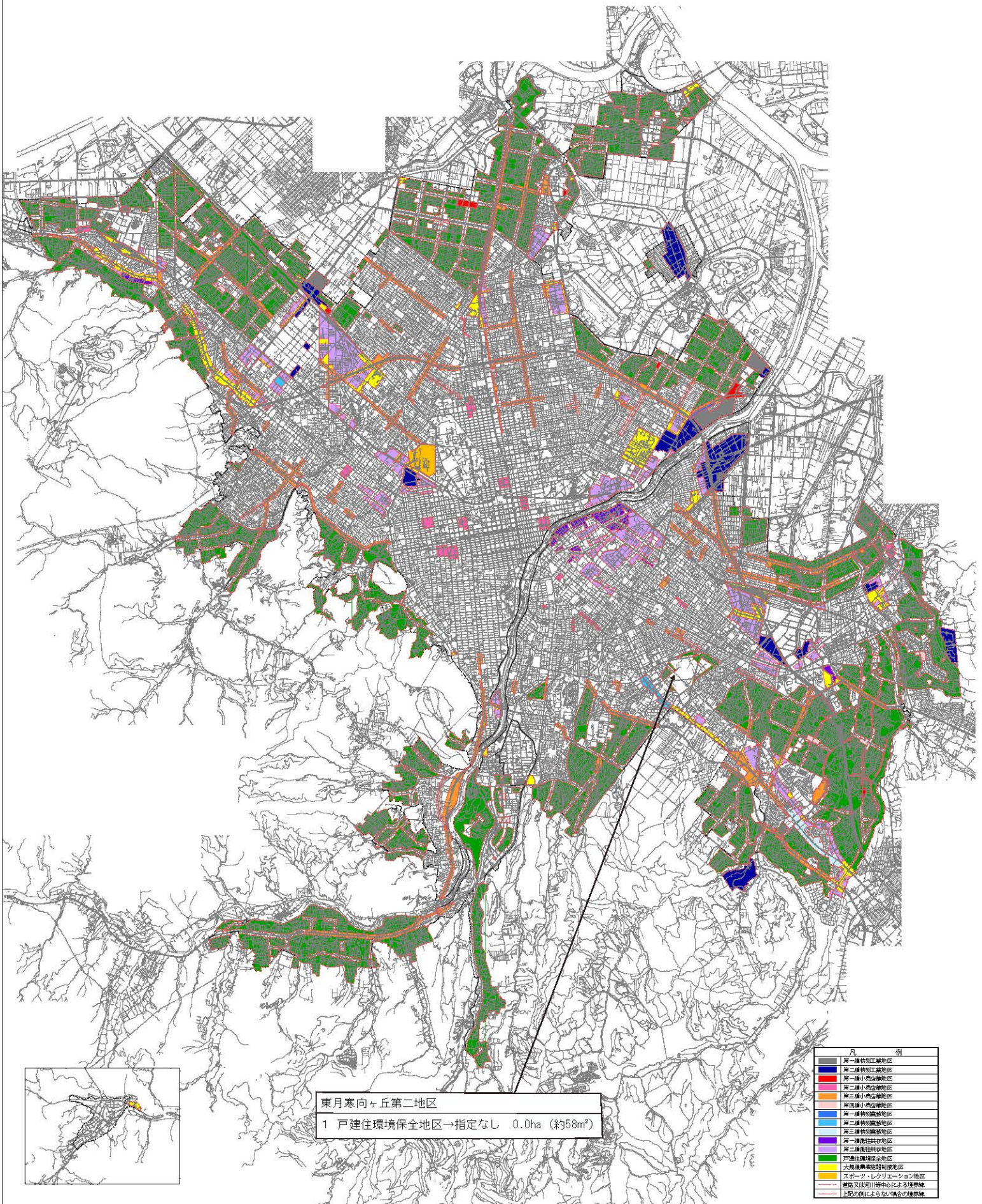
用途地域を第一種低層住居専用地域から第二種住居地域へ変更する区域について、特別用途地区を戸建住環境保全地区から指定なしへ変更する。

札幌圏都市計画特別用途地区 新旧対照表

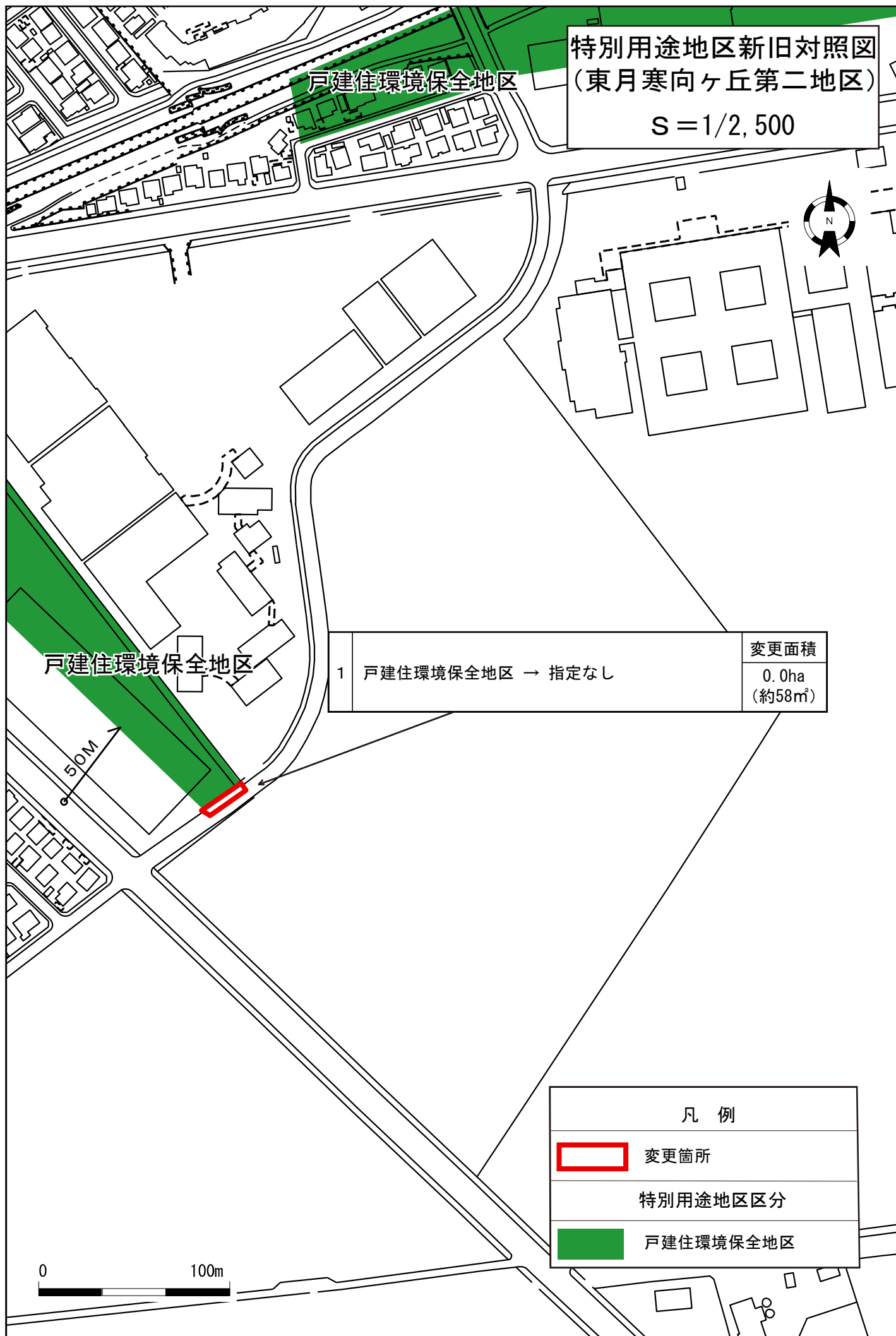
(札幌市)

種 類	面積 (ha)		
	新	旧	増減
特別工業地区 (第一種)	約 8 1	約 8 1	—
特別工業地区 (第二種)	約 4 1 2	約 4 1 2	—
小売店舗地区 (第一種)	約 3 1	約 3 1	—
小売店舗地区 (第二種)	約 9 9	約 9 9	—
小売店舗地区 (第三種)	約 1, 0 0 6	約 1, 0 0 6	—
小売店舗地区 (第四種)	約 1 3 5	約 1 3 5	—
特別業務地区 (第一種)	約 5. 5	約 5. 5	—
特別業務地区 (第二種)	約 2 8	約 2 8	—
特別業務地区 (第三種)	約 8 1	約 8 1	—
戸建住環境保全地区	約 6, 8 2 8	約 6, 8 2 8	約△ 0
職住共存地区 (第一種)	約 8 5	約 8 5	—
職住共存地区 (第二種)	約 8 4 2	約 8 4 2	—
大規模集客施設制限地区	約 4 9 0	約 4 9 0	—
スポーツ・レクリエーション地区	約 5 0	約 5 0	—
合計	約 1 0, 1 7 4	約 1 0, 1 7 4	約△ 0

札幌圏都市計画 特別用途地区 変更箇所図







特別用途地区 変更箇所別概要表

(札 幌 市)

対 図 番 号	変更箇所名	変更内容		変更面積 (ha)	変更理由
		現在	変更		
1	東月寒向ヶ丘第二 地区	戸建住環境保全地区	指定なし	約 0.0 (約 58 m ²)	用途地域を第一種低層住居専用地域から第二種住居地域へ変更する区域について、特別用途地区を戸建住環境保全地区から指定なしへ変更する。